家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(案)の概要について

1. 趣旨

平成27年4月の施行を目指している子ども・子育て支援新制度では、家庭的保育事業(5名以下)、小規模保育事業(6名~19名)、保育が必要な者の家庭で保育を行う居宅訪問型保育事業、事業所内保育所を自社労働者の子どもに限らず地域の子どもに開放した場合の4つの類型につき、新たに市町村認可事業として事業類型が設けられることとなりました。

これら、家庭的保育事業等を行うに当たり、家庭的保育事業者等は、市町村の条例を遵守する必要があり、市の条例を定めるに当たり、国に従うべき基準又は参酌すべき基準について説明します。

2. 概要

共通の事項	
最低基準	家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く)は、最低基準を超えて、
【従】	常に、その設備及び運営を向上させなければならない。
	最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等に
	おいては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。
	(解説)
	常に保育の質の向上を目指さなければならない。
一般原則	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一
【従】	人の人格を尊重して、その運営を行なわなければならない。
	家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児乳児
	又は幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業者等の運営の内容
	を適切に説明するよう努めなければならない。
	家庭的保育事業者等は、自らその行なう保育の質の評価を行い、定期的に外部
	の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努
	めなければならない。
	家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行なう場所を除く)には、法に
	定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければな
	らない。
	家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び
	利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならな
	い。

	(解説)
	人権の尊重、地域社会との交流及び連携の必要性、運営内容の透明性、設備
	の充実、安全な環境の下における保育を求めるもの。
連携施設	家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く)は利用乳幼児に対する
【従】	保育が適正かつ確実に行われ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後
	も満3歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、連携協力
	を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。
	(角军説)
	集団保育を体験させるための機会の設定、相談・助言その他の保育の内容に
	関する支援、代替保育、卒園後の受け皿を担う施設の確保を求めるもの。
	5年の経過措置あり。
非常災害	家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に
【参】	必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対
	する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
	訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを
	行わなければならない。
	(検討)
	非難訓練及び消火訓練は少なくとも毎月1回でよろしいか。
	(現状)
	【避難訓練】
	・加川ベビールーム 毎月1回実施
	・福島会保育所 大規模避難訓練は年2回 避難消火訓練は毎月1回
	・こだま保育室病院と合同で年2回実施
	・ふくしま Kids 総合訓練年2回 避難訓練毎月1回
	・キッズステーション 不定期で実施
mth D - 2-	・アルコ・イルス 毎月1回実施
職員の一般	家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身
的要件【参】	を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、

家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(検討)

国の基準に従うことでよろしいか。

職員の知識及び技能の向上等【参】	家庭的保育事業等の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
	(検討) 国の基準に従うことでよろしいか。
他の社会福	家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に
祉施設を併	応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社
せて設置す	会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業
るときの設	所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この
備及び職員	限りでない。
の基準【参】	(角 军 説)
【従】	保育に直接従事する職員の専念義務であり、国の基準に従うことでよろしい
	か。
利用者の平	家庭的保育事業所等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要
等【従】	する費用を負担するか否かによって差別的取扱いをしてはならない。
虐待の禁止	家庭的保育事業所等の職員は、利用乳幼児に対し、虐待行為その他当該児童
【従】	の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
懲戒に係る	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し懲戒に関しその児童乳幼児等の福
権限の乱用	祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その
禁止【従】	権限を濫用してはならない。

衛生管理等 【参】

家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

家庭的保育事業者等は、当該家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、 それらの管理を適正に行わなければならない。

居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

居宅訪問型保育事業者は、当該居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(検討)

国の基準に従うことでよろしいか。

食事の提供 【従】

家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、当該家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。

その上で、特例として、食事に提供について、連携施設や同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を行うことも可能とする。

(解説)

自園調理を基本とするが、委託、搬入も可能とする。

(その他)

献立は、できる限り変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するもののほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものであり、あらかじめ作成された献立に従うこと。

調理設備を備えること。

食を営む力の育成に努めなければならない。

アレルギー、アトピーへの配慮に適切に応じなければならない。

健康診断【参】

家庭的保育事業者等は利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(検討)

国の基準に従うことでよろしいか。

	(現状)
	【乳幼児の健康診断】
	・加川ベビールーム 入所時:母子手帳で確認 毎月、身長体重を測定。
	・福島会保育所 入所時:母子手帳で確認 毎月、体重のみ測定。
	・こだま保育室 入所時:母子手帳で確認 定期的なチェック不実施。
	・ふくしま Kids 春・秋年2回健康診断 毎月身体測定実施
	・キッズステーション 入所時:市の健診結果参考 定期的なチェック不実施。
	・アルコ・イルス 不実施
	【職員の健康診断】
	認可外施設6施設中、キッズステーション Y.co 以外の施設については年1
	回実施している。
内部の規定	重要事項の規定を定めておかなければならない。
【参】	ー 事業の目的及び運営の方針
	二 提供する保育の内容
	三 職員の職種、員数及び職務の内容
	四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
	五 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額
	六 乳児・幼児の区分ごとの利用定員
	七 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっ
	ての留意事項
	八 緊急時等における対応方法
	九 非常災害対策
	十 虐待の防止のための措置に関する事項
	十一 その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項
	国の基準に従うことでよろしいか。
備える帳簿	家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を
【参】	明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。
	(検討)
	国の基準に従うことでよろしいか。
秘密の保持	│ │ 家庭的保育事業等の職員及び家庭的保育事業所管理者は、正当な理由がな
【従】	 く、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならな
	V ₀
苦情への対	家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上
応【参】	知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置
1	

を講じなければならない。

家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

(検討)

国の基準に従うことでよろしいか。

家庭的保育事業

設備の基準 【参】

家庭的保育事業は家庭的保育者の居宅その他の場所であって、以下の要件 を満たすものとして市長が適当と認める場所で実施するものとする。

- ・保育を行う専用の部屋の面積は9.9 ㎡以上(保育する乳幼児が3人を超える場合には1人につき3.3㎡を加えた面積)であること。
- ・衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- ・同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上。代替地も可)があること。
- ・ 火災報知器及び消火器を設置することともに、消火訓練及び避難訓練を定期的に実施すること。

(検討)

訓練の「定期的」とは、少なくとも月1回としたらどうか。 (現状)

【加川ベビールーム】

毎月、避難訓練を行い実施の記録を付けている。

職員の配置【従】

家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合、3人以下の保育を行う場合であって家庭的保育補助者が調理を行う場合、搬入施設から食事を搬入する場合、調理員を置かないことができる。

家庭的保育者は、市長が行う研修を終了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、保育を行なっている乳幼児の保育に専念でき、児童福祉法第18条の5及び第34条の20第4号(※1)のいずれにも該当しない者。

家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は3人以下とする。 ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人 以下とする。

	(解説)
	家庭的保育者は保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認め
	られる者として、必要な研修の終了を修了を求めることを基本とする。
	家庭的保育者は保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者とし、家庭
	的保育補助者については、給食調理を含めた食事時間帯への対応など、マン
	パワーが求められる場面が想定される。
保育時間【参】	家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼
	児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行
	う者が定める。(小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育も同様)
	(検討)
	原則1日8時間の保育時間でよろしいか。
	(現状)
	【加川ベビールーム】
	通常保育 8:00~18:00 時間外保育 7:00~8:00 18:00~20:00
保育の内容	家庭的保育事業者は、保育指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、
【従】	保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。
	(小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育も同様)
保護者との連	家庭的保護者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育
絡【参】	の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならな
	い。(小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育も同様)

(※1)

児童福祉法第18条の5

次の各号のいずれかに該当は、保育士となることができない。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 この法律の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられその執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を 経過しない者
- 4 第18条の19第1項2号又は、第2項の規定により登録を取り消され、その取消しから起 算して2年を経過しない者

児童福祉法第34条の20第4号

児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行なったものその他児童の福祉に著しく不適当な行為をした者

小規模保育事業

A型:保育所に近い C型:家庭的保育に近い B型:A型とC型の中間

設備面積の基 準【参】

乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所には、保育に必要な用具を備えた乳児室又はほふく室(1人につき3.3㎡以上であること)、調理設備及び便所を設けること。

満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型及びB型には、保育に必要な用具を備えた、保育室又は遊戯室(1人につき1.98㎡以上であること)、屋外遊技場(1人につき3.3㎡以上であること)(代替地含む。)、調理設備及び便所を設けること。

満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、、保育に必要な用具を備えた保育室又は遊戯室(1人につき3.3㎡以上であること)、屋外遊技場(1人につき3.3㎡以上であること)(代替地含む。)、調理設備及び便所を設けること。

(解説)

満2歳に満たない幼児を利用させる場合は、年度の途中の入れ替わり等を考慮して、C型と同様に1人につき3. 3 m以上とする。

A型・B型の2歳児については、保育所と同様に1人当たり1.98㎡以上とする。C型の2歳児については、家庭的保育事業と同様に1人当たり3.3㎡以上とする。

(検討)

国の基準に従うことでよろしいか。

(現状)

【アルコイリス】現状 52.97 ㎡ 屋外遊技場 34 ㎡

0.1 才児 4 人 13.2 ㎡必要 2 才児以上 30 人 59.4 ㎡必要 合計 72.6 ㎡必要 屋外遊技場 2 才児以上 30 人 99 ㎡必要

【キッズステーション Y.co】現状 63.28 ㎡ 屋外遊技場 なし
0.1 才児 7 人 23.1 ㎡必要 2 才児以上 20 人 39.6 ㎡必要 合計 62.7 ㎡必要
屋外遊技場 2 才児以上 20 人 66 ㎡必要

職員【従】

小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

保育士の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数 以上とする。

① 乳児

おおむね3人につき1人

- ② 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- ③ 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人
- ④ 満4歳以上の児童

おおむね30人につき1人

保育士の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に 限り保育士とみなすことができる。

小規模保育事業所B型には、保育士その他保育に従事する職員として市が行う 研修を終了した者、嘱託医、調理員を置かなければならない。

ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業 所にあっては、調理員を置かないことができる。

保育従事者の数は、次の区分ごとに定める数の合計数に1を加えた数以上と し、そのうち半数は保育士とする。

① 乳児

おおむね3人につき1人

- ② 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- ③ 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人
- ④ 満4歳以上の児童

おおむね30人につき1人

保育士の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に 限り保育士とみなすことができる。

小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。

ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は3人以下とする。ただし 家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には5人以下とする。

(解説)

A型、B型の1・2歳児については、現行の保育所からの円滑な移行も念頭に、 認可基準上、保育所と同様の配置基準(6:1)とした上で、小規模事業の特性 を踏まえ、認可基準上、保育に従事する職員を1人追加配置する。

C型については、現行のグループ型小規模保育事業と同様の配置基準を求めることとする。

B型の保育士割合については、C型からの移行を念頭に、認可基準上1/2以

上とする。

B型の保育従事者、C型の家庭的保育者に対しては、保育の質の確保の観点から、一定の研修を求めることとする。

耐火基準【参】

乳児室等を2階に設ける場合の建物は、建築基準法第に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であることのほか、所定の施設又は設備などが備わっているものとする。(事業所内保育も同様)

(解説)

保育所に準じた上乗せ規制をもつこととする。

(検討)

国の基準に従うことでよろしいか。

(現状) 乳児室等を2階以上に設けているのはアルコ・イリスのみ

【アルコ・イリス】

建物が耐火建築物に該当するかどうか、事業者に確認中。防火設備は消火器のみ。避難訓練については毎月実施しており、消火器の設置場所や使用方法について職員が把握できている。

居宅訪問型保育事業

保育の提供 【従】

傷害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が利用定員の減少の届出をした とき又は確認の辞退をした場合において、引き続き当該必要な教育・保育の提供 を希望する者に対し対応するために行う保育

保育を必要とする乳児・幼児が、子ども・子育て支援法に規定するあっせん又 は要望その他市町村による支援等を受けたにも関わらず、なお保育が利用できな いなどに対応するために行う保育

母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応 等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必 要が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育

(解説)

特に低年齢時には個人差が大きい障害児や小児慢性疾患に羅漢している乳幼児のうち、個別のケアが必要と考えられる場合への対応

保育所等が撤退する場合に継続利用を確保するための受け皿としての対応 ひとり親家庭で夜間の宿直勤務がある場合等への対応

設備及び備品	居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために
【参】	必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品
	等を備えなければならない。
	(解説)
	事業の特性上、設備・面積基準は設けない。
職員【従】	居宅訪問型保育事業において、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼
	児の数は1人とする。
	(解説)
	保育者としては、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認めら
	れる者として、それぞれ必要な研修の修了を求める。
連携施設【従】	居宅訪問型保育事業者は保育を行う乳幼児の傷害、疾病等の状態に応じ、適切
	な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障
	害児入所施設を適切に確保しなければならない。
	(解説)
	乳幼児の居宅において保育を行う特性上、保育を行う場所が一致しないため、
	保育内容の支援、卒園後の受け皿確保の両面を考慮しても、連携施設の設定を一
	律に求めることは困難である。その上で、例えば、傷害や疾病のある子どもの個
	別ケアを行う場合には、それに関するバックアップ等の形で、連携施設の設定を
	求める。例)児童発達支援事業、障害者入所支援事業、医療機関

(現状)事業所内保育所については現在3箇所

- •(医)福島会保育所
- 16人 従業者の子どものみ保育
- ・(医) 明雄会こだま保育室 7人 従業員の子どものみ保育

- ・ふくしま Kids 20人(1日定員) 地域枠として一時預かり有 ※一時預かりも行なっているので日によって利用児童数が異なる。

(検討)

通勤等の問題から、事業所内保育施設は、恒常的な利用児童の確保が比較的困 難な状況にあることと、現行の雇用保険事業による助成金対象施設からの円滑な 移行のため、地域枠を1名以上としたらどうか。

設備の基準【参】

乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる保育所型事業所内保育所(利用定員20名以上)には、乳児室(1人につき1.65㎡以上であること)又はほふく室(1人につき3.3㎡以上であること)、医務室、調理室(保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に付属して設置する炊事場を含む。)及び便所を設ける。

満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育に必要な用具を備えた保育室又は遊戯室(1人につき1.98㎡以上であること)、屋外遊戯室(代替地含む。1人につき3.3㎡以上であること)、調理室(保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に付属して設置する炊事場を含む。)及び便所を設けること。

(解説)

事業所内保育事業については、特段、利用定員の上限・下限が法定されていない。

一般的な事業規模としては、小規模保育事業と同程度になることが想定されることから、利用定員が19名以下の場合、小規模保育事業との整合性を図っていく。また、利用定員が20名以上の場合については認可保育所と整合性を図っていく。

(現状)

【福島会保育所】現状 40.91 m² 屋外遊技場(新制度では近隣公園で代替可)
0.1 才児 6 人 19.8 m²必要 2 才児以上 10 人 19.8 m²必要 合計 39.6 m²必要
屋外遊技場 2 才児以上 10 人 19.8 m²必要

【こだま保育室】<u>現状 117.8 ㎡</u> 屋外遊技場(新制度では近隣公園で代替可) 0.1 才児 4 人 13.2 ㎡必要 2 才児以上 3 人 5.94 ㎡必要 <u>合計 19.14 ㎡必要</u> 屋外遊技場 2 才児以上 3 人 5.94 ㎡必要

【ふくしま Kids】<u>現状 75.76 ㎡</u> 屋外遊技場 45 ㎡

1日定員 20人 1時預かりを行なっているため最大必要面積で計算

0.1 才児 20 人 66 ㎡必要

屋外遊技場 2 才児以上 20 人 39.6 m²必要

職員【従】

保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければ ならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬 入する事業所にあっては、調理員を置かないことができる。保育士の数は、次に 定める区分に応じ、定める数の合計以上とする。保育士の数の算定に当たっては、 事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。

① 乳児

おおむね3人につき1人

② 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

③ 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人

④ 満4歳以上の児童

おおむね30人につき1人

小規模型事業所内保育事業所(利用定員19名以下)には、保育士その他保育 に従事する職員として市長が行う研修を修了した者、嘱託医及び調理員を置かな ければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食 事を搬入する事業所にあった場合、調理員を置かないことができる。保育従事者 の数は、次の区分ごとに定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半 数は保育士とする。保育士の数の算定に当たっては、事業所に勤務する保健師又 は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。

① 乳児

おおむね3人につき1人

② 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

③ 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人

④ 満4歳以上の児童

おおむね30人につき1人

(解説)

利用定員が19名以下の場合、小規模保育事業との整合性を図っていく。 また、利用定員が20名以上の場合については認可保育所と整合性を図ってい

連携施設に関 する特例【従】

保育所型事業所内保育事業を行う者にあっては、連携施設を確保しないことが できる。

(解説)

保育内容の支援に関しては、19名以下の規模の場合は、小規模保育事業と同 様連携施設の設定を求めることを基本とする。

地域枠の子どもに関しては、連携施設の設定を求めることを基本とする。 また、従業員の子どもについては、当該子どもは頻繁に入れ替わることが想定さ れ、居住地も様々な市町村にまたがることから、必ずしも設定を求めない。

〈経過措置〉

現在、自園で調理を行っていない場合については、この省令の施行の日から起算して5年を経 過する日までの間は経過措置として、食事の提供や調理員の配置の規定について適用しないこと ができる。

連携施設の確保が著しく困難であって子ども・子育て支援法第59条第4号(※2)に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合には、省令の施行の日から5年を経過するまでの間、確保しないことができる。

小規模保育事業C型にあっては、省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、利用定員を6人 \sim 15人以下とすることができる。

(※2) 子ども・子育て支援法第59条第4号

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業